

地域包括支援センターの運営状況について

地域包括支援センターは、本市からの委託料と、指定介護予防支援事業者としての介護報酬により運営されている。

1 平成 24 年度における委託料

ア 基本委託料

配置すべき職員数により下記の予定金額を支払う。

3 人配置...16,500 千円(標準) / 4 人配置...20,500 千円 /

2.5 人配置...14,000 千円 / 2 人配置...12,000 千円

(参考:平成 23 年度)

3 人配置...16,500 千円 / 2.5 人配置...14,000 千円 / 2 人配置...12,000 千円

イ 実績加算分について

センターが実施した事業につき、実績加算として下記のとおり加算する。

二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント加算分(1 人につき年 4 回上限)

・初回の介護予防ケアマネジメント:1 件当たり 7,300 円

・2 回目以降の介護予防ケアマネジメント:1 件当たり 4,200 円

高齢者等実態把握調査加算分:1 件当たり 2,700 円

介護予防教室加算分:1 回当たり 30,000 円(年 20 回上限)

体制整備加算分

指定介護予防支援事業のケアプランを基準以上管理しているセンターを対象として、これらのセンターが職員の増員を行った場合には委託料を加算する。

各センターにおける指定介護予防支援事業の 1 月当たりケアプラン件数の基準を 105 件及び 175 件とする。

1 月当たり 105 件超 175 件以下のケアプランを取り扱うセンターは、3 人を超える職員の雇用を行う場合、1 月当たり 175 件超のケアプランを取り扱うセンターは、4 人を超える職員の雇用を行う場合に、その勤務形態に応じ表のとおり加算を行う。

4 人配置、2.5 人配置、2 人配置のセンターは、それぞれ別途基準を設ける。

1月当たり ケアプラン件数	配置職員数	年間加算額	加算条件
105件以下	該当なし		
105件超 175件以下	4人目配置 から	40万円	非常勤職員1人を配置した場合
		80万円	・常勤職員1人を配置した場合 ・非常勤職員2人を配置した場合
		120万円	・常勤職員1人及び非常勤職員1人を配置 した場合 ・非常勤職員3人を配置した場合
		160万円	・常勤職員2人を配置した場合 ・常勤職員1人及び非常勤職員2人を配置 した場合 ・非常勤職員4人を配置した場合
175件超	5人目配置 から	80万円	非常勤職員1人を配置した場合
		160万円	・常勤職員1人を配置した場合 ・非常勤職員2人を配置した場合
		240万円	・常勤職員1人及び非常勤職員1人を配置 した場合 ・非常勤職員3人を配置した場合
		320万円	・常勤職員2人を配置した場合 ・常勤職員1人及び非常勤職員2人を配置 した場合 ・非常勤職員4人を配置した場合

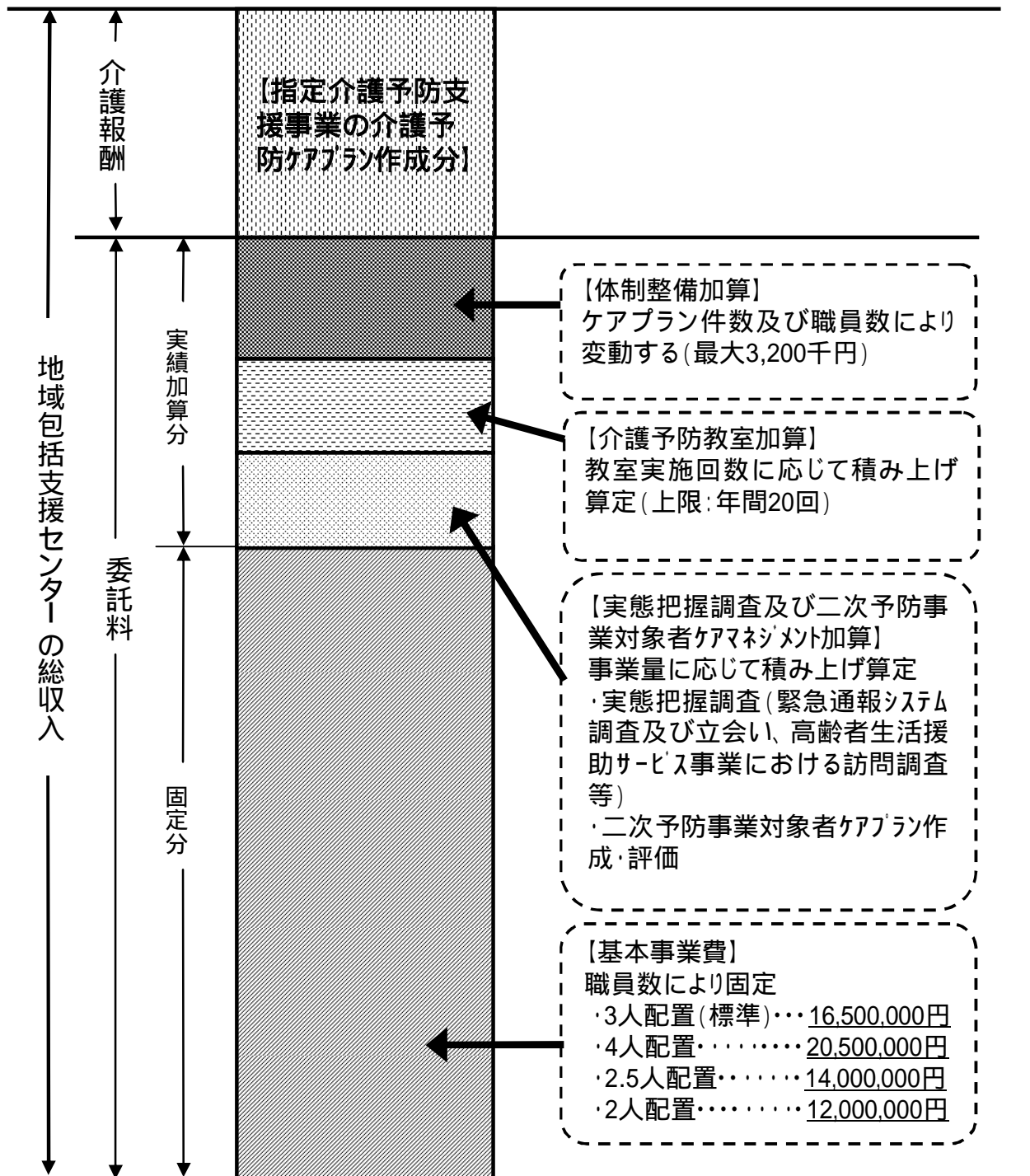
ケアプラン件数の基準を昨年度の「175件以下」から「105件以下」、「175件超 245件以下」から「105件超 175件以下」、「275件超」から「175件超」にそれぞれ変更している。

2 指定介護予防支援事業者としての報酬

要支援1及び要支援2の方に対して介護予防支援を行った場合、介護報酬として412単位/月(約4,300円)が算定される。また、新規に介護予防支援を行った初期加算として300単位(約3,100円)が算定される。

(1年を通して継続的に支援を行った場合、1人あたり4,300円×12か月=51,600円算定される。)

地域包括支援センター設置運営における収入イメージ図



基本事業費に関して、平成 24 年度以降、本市の地域包括支援センターに配置を義務付ける職員数は、平成 23 年度と同様に 3 職種 3 名で、基本事業費は 16,500,000 円となる。

なお、4人配置、2.5人配置及び2人配置の対象となるセンターは、高齢者人口等を考慮して仙台市が別途定める3か所のセンターのみとなる。